

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる
BPR 帳票追加対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係る BPR 検討（令和 4 年度、令和 5 年度実施）の結果、市民サービスの提供を維持するために必要であると整理された帳票、並びに各種帳票を出力するために必要な画面、バッチジョブネット機能を構築するものである。また、当該機能を構築するために、現行システムを基に標準準拠パッケージ化を実施することから、住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムと一体化したサブシステムとして位置付けるものである。

株式会社 NTT データ関西は、現行システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる標準外関連システム（窓口受付管理）対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は、標準準拠システムへの移行に伴い、無くなる現行の住基等システムの機能のうち、令和 4 ～ 5 年度に各区役所の協力のもと実施した業務見直し（BPR）をふまえ、本市の業務または市民サービスに多大な影響を及ぼすものと評価した受付窓口機能を引き続き利用可能とすることで市民サービスの維持や標準準拠システムへの安定的な移行を実現することを目的とし、当該機能を標準準拠システムと一体のパッケージシステム（標準外関連システム）として実装するため、データ移行、システムテスト等の移行作業を実施するものである。

株式会社 NTT データ関西は、現行システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 住民基本台帳ネットワークシステム機種更新対応(要件定義)業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本業務は住民基本台帳ネットワークシステムのサーバ及び端末等機器に係る機種更新の検討要件について実現性や実効性などの検討を行い、機種更新の実施に必要な要件定義を行うものである。

株式会社 NTT データ関西は、当該ネットワークシステムの運用保守業者であり、本業務である要件定義を行う際、これまでの運用保守における課題も踏まえた対応を考慮するうえで、現行の運用保守と一体的な業務実施体制を構築する必要があるため、運用保守業務と一連となって機能を発揮する関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ(電話番号:06-4305-7345)

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システムへの除籍のイメージ作成業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は戸籍の広域交付（全国で戸籍の証明書が取得可能）の新たな制度の開始に伴い、紙として残っている除籍を、大阪市戸籍情報システムに PDF として取り込み、電子での証明書として発行が可能となるよう行うものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は現行システムの開発・運用保守業者であるが、本業務は現行システムの運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度マイナンバーカード利活用促進及び出張訪問による交付申請受付支援等企画・運營業務委託

2 契約の相手方

大日本印刷グループ共同事業体

3 随意契約理由

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、行政手続きを非対面かつ迅速に行う上で重要性が一層増しているなかで、マイナンバーカードの利活用について広く周知する必要が生じており、この利活用について効果的な広報周知活動を実施するとともに、これまでマイナンバーカードの交付を受けていなかった市民が申請しやすい環境を提供する必要があると考えている。

本事業は、マイナンバーカードの利便性や利活用について、現にマイナンバーカードの交付を受けている市内全域の市民を主な対象に広く広報周知を行い、一方でマイナンバーカードの交付を受けていない市民がマイナンバーカードを持つことの魅力を感じ、交付申請を希望した際に申請支援を行うことを目的としている。

そのため、マイナンバーカードの利活用についての広報周知と支援を希望する市民に対する確に情報を届け、外出困難等の市民に過大な負担を負わせることなくマイナンバーカードの交付を行うまでの枠組みの構築について、民間事業者の持つこれまでの経験やノウハウからの視点を重視し、事業者ごとに違った業種業態による強みを生かし、多角的な実施手法の企画提案を求めるものである。

この提案された企画から、より事業の目的に則した現実的かつ優れたものを学識経験者等で構成する選定会議において選定し契約の相手方とする公募型プロポーザル方式が、競争入札によるよりも契約の目的を達するうえでより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上のことから、本件契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06 - 4305 - 7345）